

県民意見募集の概要

条例案の名称	静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部改正
意見募集の趣旨	<p>本県は、平成 21 年に「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」を議員提案により制定し、県民の歯や口の健康づくりに取り組んできました。条例の制定から 15 年が経過し、この間、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されるとともに、オーラルフレイル等の新しい概念が導入されるなど、歯科口腔保健を取り巻く状況は大きく変化しています。</p> <p>これらの変化に着実に対応し、県民の歯や口の健康づくりを一層推進するため、本条例の改正を提案するものであります。</p> <p>ついては、県民の皆様から本条例の改正案に対する御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<ol style="list-style-type: none">持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県議会事務局政策調査課（県庁本館 3 階）ファクシミリの場合 054-221-3572（静岡県議会事務局政策調査課）電子メールの場合 gikai_chousa@pref.shizuoka.lg.jp
意見募集実施者	静岡県民の歯や口の健康づくり条例改正案検討委員会 委員長 鈴木 澄美
問い合わせ先	静岡県議会事務局政策調査課 電話番号 054-221-2559